

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 25 年 6 月 21 日 (金) 第 8 5 0 7 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 土砂災害警戒区域の指定 (2 件) (510・511) (治山砂防課) . . . . . 2
- 土地改良区の役員の就退任 (2 件) (512・513) (中部総合事務所農林局) . . . . . 3
- ◇ 公 告 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (景観まちづくり課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第510号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
日南町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称  
福寿実15地区（Ⅱ-3653）、茶屋6地区（Ⅱ-3654）、茶屋7地区（Ⅱ-3655）
- 4 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第511号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
江府町
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （3）土砂災害警戒区域の名称  
前ヶ谷川（Ⅰ-1-3-38-39）、吹山谷川（Ⅰ-1-3-38-40）、カヅチ谷川（Ⅰ-1-3-38-41）、  
川平山谷川（Ⅱ-1-3-38-15）、マブノ谷川（Ⅱ-1-3-38-16）
- （4）土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- 2（1）土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
江府町
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （3）土砂災害警戒区域の名称  
久連8地区（Ⅰ-1575）、久連9地区（Ⅲ-4321）
- （4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第512号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東郷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年6月21日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事 高 塚 敏 勝 東伯郡湯梨浜町大字藤津213-3  
平成25年3月28日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 田 正 明 東伯郡湯梨浜町大字野方168  
平成25年4月26日就任 任期 平成28年4月5日まで

#### 鳥取県告示第513号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年6月21日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事 谷 口 憲 昭 東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷183-4  
" 中 山 一 男 東伯郡湯梨浜町大字別所140  
" 清 水 彰 人 東伯郡湯梨浜町大字川上163  
" 森 田 章 東伯郡湯梨浜町大字川上746-2  
" 山 下 幸 人 東伯郡湯梨浜町大字宮内125  
" 伊 藤 博 史 東伯郡湯梨浜町大字方地992  
" 土 井 繁 美 東伯郡湯梨浜町大字方地932  
監 事 山 下 征 夫 東伯郡湯梨浜町大字旭44  
" 福 原 正 治 東伯郡湯梨浜町大字漆原297  
平成25年5月26日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 谷 口 憲 昭 東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷183-4  
" 遠 藤 勝 人 東伯郡湯梨浜町大字松崎592-17  
" 土 井 繁 美 東伯郡湯梨浜町大字方地932  
" 森 田 章 東伯郡湯梨浜町大字川上746-2

〃 伊 藤 博 史 東伯郡湯梨浜町大字方地992  
〃 山 下 幸 人 東伯郡湯梨浜町大字宮内125  
〃 山 崎 俊 之 東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷91-7  
監 事 山 下 征 夫 東伯郡湯梨浜町大字旭44  
〃 中 山 一 男 東伯郡湯梨浜町大字別所140  
平成25年5月27日就任 任期 平成29年3月31日まで

---

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、岩美町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
岩美都市計画下水道 岩美町公共下水道
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）